



2025年8月21日

各 位

会 社 名 住信SBIネット銀行株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長(CEO) 円山法昭
 (コード番号: 7163 東証スタンダード市場)
 問 合 せ 先 取締役兼副社長執行役員 横井智一
 コーポレート本部長
 (TEL. 03-6779-5496)

第三者割当による種類株式の発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社NTTドコモ（以下「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当の方法によりA種種類株式を発行すること（以下「本第三者割当」といいます。）並びに当社の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

当社が公表しております2025年5月29日付「株式会社NTTドコモによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨並びに業務提携契約の締結に関するお知らせ」（以下「5月29日付リリース」といいます。）に記載のとおり、本第三者割当は、当社を非公開化することを目的とする一連の取引の一環として行われるものであり、当社株主を割当予定先、三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）及びSBIホールディングス株式会社（以下「SBIホールディングス」といいます。）のみとするための株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力発生後に実施するものです。

記

I. 本第三者割当による新株式の発行

1. 募集の概要

(1) 払 込 期 日	2025年10月1日
(2) 発 行 新 株 式 数	A種種類株式 1株
(3) 発 行 価 額	1株につき金 239,525,330,984円
(4) 調 達 資 金 の 額	239,525,330,984円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、全てのA種種類株式を株式会社NTTドコモに割り当てます。
(6) そ の 他	詳細は別紙「A種種類株式発行要項」をご参照ください。 上記各号については、(i)当社と割当予定先との間で総数引受契約が適法に締結され、かつ、有効に存続していること、(ii)金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、(iii)2025年8月28日開催予定の当社臨時株主総会にて、本株式併合に係る議案の承認が得られること、(iv)本株式併合の効力が発生していること、並びに (v)2025年9月30日に実施する予定の当社臨時株主総会にて、本第三者割当に係る議案の承認並びにA種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。

2. 募集の目的及び理由

本第三者割当は、割当予定先が、当社を非公開化することを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している当社株式の全て（ただし、当社が所有

する自己株式及び三井住友信託銀行が所有する本三井住友信託銀行所有株式（以下に定義します。）を除きます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものです。

5月29日付リリースに記載のとおり、本取引は、①割当予定先による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）、②割当予定先が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式並びに三井住友信託銀行が所有する当社株式（以下「本三井住友信託銀行所有株式」といいます。）及びSBIホールディングスが所有する当社株式（以下「本SBIホールディングス所有株式」といいます。）を除きます。）を取得することができなかった場合に、当社が行う本株式併合を通じて、当社株主を割当予定先、SBIホールディングス及び三井住友信託銀行のみとするための手続（スクイーズアウト手続）を実施すること、③本SBIホールディングス所有株式（本株式併合によって1株未満の端数となった部分に相当する株式を除きます。）の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施するために必要な分配可能額、本自己株式取得に係る資金、当社が本株式併合により生じた端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する株式を買い取るために必要な金額等を確保するために本株式併合の効力発生後に行う、（i）本第三者割当による当社に対する資金提供、及び（ii）会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行うこと、並びに④本自己株式取得からそれぞれ構成されます。

これらの取引及び割当予定先によるA種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使又はA種種類株式の普通株式への内容変更の結果、最終的に、割当予定先及び三井住友信託銀行のみが当社の株主となり（議決権比率：50.00%：50.00%）、当社は、割当予定先及び三井住友信託銀行との間の、本取引後の当社の運営並びに当社株式の取扱いについて定めた契約（以下「本株主間契約」といいます。）を前提に、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）第8条第3項の支配力基準に基づき、当社は割当予定先の連結子会社となる予定です。

2025年7月11日付の「株式会社NTTドコモによる当社株式に対する公開買付けの結果並びにその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社は、同日付で本公開買付けが成立したことを踏まえ、本取引を全て実行し、割当予定先及び三井住友信託銀行のみを当社の株主とし、当社を割当予定先の連結子会社とするために行う本第三者割当の割当予定先として、株式会社NTTドコモを選定いたしました。

なお、仮に本第三者割当により発行されるA種種類株式が全て普通株式に転換された場合の割当予定先及び三井住友信託銀行の議決権比率は65.00%：35.00%となりますが、割当予定先及び三井住友信託銀行は、本取引後における両社の議決権比率を50.00%：50.00%とすることを本株主間契約において合意しており、割当予定先がA種種類株式について三井住友信託銀行の同意なく普通株式を対価とする取得請求権を行使しないことを合意しているため、割当予定先の議決権比率が50.00%を上回ることは想定されていません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	239,525,330,984円
②	発行諸費用の概算額	843,338,658円
③	差引手取概算額	238,681,992,326円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税及び弁護士費用です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①	本自己株式取得実行資金	186,354	2025年10月

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
②	端数合計数相当株式買取資金	53,171	2025年12月以降

本第三者割当により調達する差引手取概算額 238,681,992,326 円の使途については、本株式併合の効力発生を条件として当社が実施する、本自己株式取得を実行するための資金及び当社が本株式併合により生じた端数の合計数に相当する株式を買い取るための資金に充当することを予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当は、本自己株式取得を実行するための資金及び当社が本株式併合により生じた端数の合計数に相当する株式を買い取るための資金並びに分配可能額の確保を目的とするものです。そのため、本第三者割当増資の効力発生後に本減資等を行うことで、本自己株式取得及び当社が本株式併合により生じた端数の合計数に相当する株式を買い取るために必要な分配可能額を確保し、本第三者割当増資により調達する資金の全額を本自己株式取得及び当社が本株式併合により生じた端数の合計数に相当する株式を買い取るための資金に充当する予定ですが、いずれも割当予定先による本取引の一環として行われるものであり、かかる資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当は、本株式併合の効力発生を条件として当社が実施する、本自己株式取得に係る資金、当社が本株式併合により生じた端数の合計数に相当する株式を買い取るための資金に充当することを予定しております。

本第三者割当の払込金額は上記の手續に係る必要資金額に基づいて算出しており、かかる発行条件は合理的であると考えております。

もっとも、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ることから、その払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本第三者割当の実施は、2025年9月30日に実施する予定の当社臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認が得られることを条件としております。なお、当該臨時株主総会で議決権を行使できる株主は、本株式併合の効力発生日（2025年9月29日）後の当社の株主である割当予定先、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスのみとなる予定であり、本第三者割当のために本株式併合の効力発生日前の当社株主を構成員とする株主総会を開催することはありません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

別紙「A 種種類株式発行要項」の「12. 普通株式を対価とする取得請求権」において、A 種種類株主は、法令の定める範囲内において、当社に対し、当社の普通株式の交付と引換えに、A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、かかる請求があった場合、当社は、取得するA 種種類株式の16.95倍（普通株式又はA 種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の数（計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、1株未満の端数は切り捨てる。）の普通株式をA 種種類株主に交付する旨を定めております（以下「本普通株式対価取得請求権」といいます。）。

本普通株式対価取得請求権に係る潜在株式数は16株（議決権数は16個）となり、当社の総議決権数38個（2025年9月29日付の本株式併合の効力発生後時点）に占める割合は42.11%となります。これは当社が本株式併合により生じた端数の合計数に相当する株式を買い取ることを前提として、割当予定先がA 種種類株式につき、本株式併合直後の端数合計数（その整数部分及び端数部分を含む。）及び本株式併合直後にSBIホールディングスが所有する株式数（その整数部分に限る。）の当社普通株式と同等の数の普通株式を得ることを目的として設定したものであり、かかる発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると

考えております。

なお、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、仮に本第三者割当により発行されるA種種類株式が全て普通株式に転換された場合の割当予定先及び三井住友信託銀行の議決権比率は 65.00% : 35.00% となりますが、割当予定先及び三井住友信託銀行は、本取引後における両社の議決権比率を 50.00% : 50.00% とすることを本株主間契約において合意しており、割当予定先がA種種類株式について三井住友信託銀行の同意なく普通株式を対価とする取得請求権を行使しないことを合意しているため、割当予定先の議決権比率が 50.00% を上回ることは想定されていません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	株式会社NTT ドコモ		
②	所 在 地	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 前田 義晃		
④	事 業 内 容	コンシューマ通信事業、スマートライフ事業、その他の事業		
⑤	資 本 金	949,679 百万円 (2025 年 3 月 31 日現在)		
⑥	設 立 年 月 日	1991 年 8 月 14 日		
⑦	発 行 済 株 式 数	3,228,601,234 株		
⑧	決 算 期	3 月 31 日		
⑨	従 業 員 数	9,433 名 (2025 年 3 月 31 日現在)		
⑩	主 要 取 引 先	該当事項はございません		
⑪	主 要 取 引 銀 行	該当事項はございません		
⑫	大株主及び持株比率 (2025 年 3 月 31 日現在)	NTT 株式会社		100.00%
⑬	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	割当予定先は、本日 (2025 年 8 月 21 日) 現在、当社株式 37,274,118 株を所有しております。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、重要な取引関係はありません。		
⑭	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決 算 期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
	純 資 産	6,294,359 百万円	6,221,412 百万円	6,098,752 百万円
	総 資 産	9,367,638 百万円	9,796,157 百万円	9,569,078 百万円
	1 株 当 たり 純 資 産	1,950 円	1,927 円	1,889 円
	営 業 収 益	3,223,762 百万円	3,241,095 百万円	4,778,680 百万円
	営 業 利 益	787,712 百万円	835,871 百万円	698,041 百万円
	経 常 利 益	986,670 百万円	936,811 百万円	896,898 百万円
	親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	777,306 百万円	677,466 百万円	700,540 百万円
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益	241 円	210 円	217 円
	1 株 当 たり 配 当 金	240 円	240 円	240 円

(注) 割当予定先の完全親会社である NTT 株式会社は、国内においては東京証券取引所に上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書 (最終更新日: 2025 年 6 月 20 日) において、「NTT グループ企業倫理規範に則り、全ての役員及び社員が、国内外を問わず、法令、社

会的規範及び社内規則を遵守することはもとより、公私を問わず高い倫理観を持って行動することを基本的な考え方とするとともに、NTT グループビジネスリスクマネジメントマニュアルにおいて、反社会的勢力に対する具体的対応方針を明文化し定めています。」としております。さらに当社は、割当予定先の担当者とのヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりです。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先からは、本取引後は、当社の親会社として、当社を含む割当予定先グループ内の連携を加速するとともに、当社を含む割当予定先グループの成長の蓋然性を高めるため、割当予定先グループとのシナジー推進を担う人員の各部門への派遣や責任者の派遣等を通じ、当社の経営基盤の更なる強化に向けた最適な体制の構築を図っていく予定である旨の表明を受けており、現時点においては、本第三者割当により割り当てる A 種種類株式及びその取得請求権の行使により取得する予定の当社普通株式を中長期的に保有する意向であることを確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先は、本第三者割当の払込みに要する資金を、手元現預金により賄うことを予定しているとのことです。当社は、割当予定先である株式会社NTT ドコモの第 34 期決算公告における 2025 年 3 月 31 日時点の貸借対照表により、同社が本第三者割当の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：10,712 百万円、流動資産計：4,211,539 百万円）を保有していることを確認しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

本第三者割当前（2025 年 9 月 29 日現在）		本第三者割当後
三井住友信託銀行株式会社	36.84%	同左
SBIホールディングス株式会社	36.84%	
株式会社NTT ドコモ	26.32%	

(注1) 本第三者割当前の大株主及び持分比率は、2025年9月29日に本株式併合の効力が発生した時点における当社の株主の状況を基準として記載しております。なお、本株式併合により生じる1株に満たない端数の合計数を除外しております。

(注2) 本第三者割当前の持分比率は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

(2) A 種種類株式

本第三者割当前（2025 年 9 月 29 日現在）	本第三者割当後	
該当なし	株式会社NTT ドコモ	100.00%

8. 今後の見通し

本第三者割当による当社の 2026 年 3 月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は希薄化率が 25%以上となる予定であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に従い、本第三者割当については、株主の意思確認手続きとして 2025 年 9 月 30 日に実施する予定の当社臨時株主総会にて、特別決議による承認を得る予定です。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結経常収益	98,052百万円	118,572百万円	146,521百万円
連結経常利益	29,390百万円	34,846百万円	38,189百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	19,932百万円	24,845百万円	28,127百万円
1株当たり当期純利益	132.18円	164.78円	186.54円
1株当たり配当金	198.95円	16.50円	19.00円
1株当たり純資産額	872.74円	1,005.41円	1,126.95円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025年8月21日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	150,793,800株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始値	1,222円	1,234円	2,332円
高値	1,245円	2,353円	5,140円
安値	1,172円	1,234円	2,135円
終値	1,217円	2,331円	4,065円

② 最近6か月間の状況

	2025年3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	3,970円	4,080円	4,070円	4,880円	4,890円	4,875円
高値	4,460円	4,220円	4,685円	4,890円	4,895円	4,880円
安値	3,465円	2,810円	3,180円	4,875円	4,855円	4,875円
終値	4,065円	4,140円	4,685円	4,885円	4,875円	4,875円

(注) 2025年8月の株価は、2025年8月20日までのものです。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年8月20日
始値	4,875円
高値	4,880円
安値	4,875円
終値	4,875円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙「A種類株式発行要項」をご参照ください。

II. 本減資等について

1. 本減資等の目的

本減資等は、本自己株式取得及び当社が本株式併合により生じた端数の合計数に相当する株式を買い取るために必要な分配可能額を確保することを目的として実施するものであり、本第三者割当の払込みがなされることを条件とします。

2. 本減資等の要領

(1) 減少すべき資本金の額

本第三者割当後の資本金の額 150,762,909,366 円を 119,762,665,492 円減少して、31,000,243,874 円とする。

(2) 減少すべき資本準備金の額

本第三者割当後の資本準備金の額 133,388,380,867 円を 119,762,665,492 円減少して、13,625,715,375 円とする。

(3) 増加する剰余金の額

その他資本剰余金 239,525,330,984 円

(4) 本減資等の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 3 項並びに第 448 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、それぞれの減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、本第三者割当による資本金及び資本準備金の額の増加と同時に、本第三者割当により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少をいたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前のそれぞれの額を下回ることはありません。そのため、会社法第 447 条第 3 項及び同法 448 条第 3 項の規定に基づき取締役会の決議により実施いたします。

3. 本減資等の日程

(1) 取締役会決議日	2025年8月21日
(2) 債権者異議申述 公告日	2025年8月22日(予定)
(3) 債権者異議申述 最終期日	2025年9月24日(予定)
(4) 減資の効力発生日	2025年10月1日(予定)

4. 今後の見通し

本減資等が当社の業績に与える影響はありません。

以上

A 種種類株式発行要項

1. **株式発行会社** 住信 S B I ネット銀行株式会社（以下「当会社」という。）
2. **募集株式の種類** A 種種類株式（以下「A 種種類株式」という。）
3. **募集株式の数** 1 株
4. **募集株式の払込金額** 1 株につき 239, 525, 330, 984 円（以下「払込金額」という。）
5. **増加する資本金及び資本準備金** 資本金： 119, 762, 665, 492 円
資本準備金： 119, 762, 665, 492 円
6. **払込金額の総額** 239, 525, 330, 984 円
7. **払込期日** 2025 年 10 月 1 日
8. **発行方法** 第三者割当の方法により、A 種種類株式 1 株を株式会社 NTT ドコモに割り当てる。
9. **剰余金の配当** 当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）と同順位で、A 種種類株式 1 株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式 1 株につき配当する剰余金の額の 16.95 倍（普通株式又は A 種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金額（計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、1 円未満の端数は切り捨てる。）の剰余金の配当をする。
10. **残余財産の分配** 当会社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、A 種種類株主に対して、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位にて、A 種種類株式 1 株につき、普通株式 1 株と同順位かつ普通株式 1 株につき配当する剰余金の額の 16.95 倍（普通株式又は A 種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金額（計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、1 円未満の端数は切り捨てる。）の残余財産の分配を行うと仮定した場合に支払われるべき金額を支払う。
11. **金銭を対価とする取得請求権** 無し
12. **普通株式を対価とする取得請求権** A 種種類株主は、法令の定める範囲内において、当会社に対し、当会社の普通株式の交付と引換えに、A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、かかる請求があった場合、当会社は、取得する A 種種類株式の 16.95 倍（普通株式又は A 種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、

株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の数
(計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、1株未満の端数は切り捨てる。)
の普通株式をA種種類株主に交付する。

- 13. 金銭を対価とする株式の取得条項 無し
- 14. 普通株式を対価とする株式の取得条項 無し
- 15. 議決権 A種種類株主は株主総会において議決権を有しない。
- 16. 株式の譲渡制限 当会社のA種種類株式の譲渡による取得については、当会社の承認を受けなければならない。
- 17. 種類株主総会 当会社は、普通株式及びA種種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第1号に規定する定款の変更(単元株式数についてのものを除く。)を行う場合は、この限りでない。